

第2号様式(第10条関係)

令和 2年 7月 27日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

新垣 光栄



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 光栄

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	12,424	燃料代
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	13,011	新聞・月刊誌等、購入費
事 務 所 費	198,441	事務所賃借料・水道代、光熱費
事 務 費	154,558	通信連絡費、複写機使用料、消耗品代
人 件 費	60,000	アルバイト給与
合 計	438,434	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 11,566 円

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 交 通 費 ・ 宿 泊 費 】

① 調査研究費

(経 費 区 分)

詳細 :

自家用車の燃料代

令和 2 年 5 月 日

No. 2

8 日

15 日

27 日



領収書

売上
株式会社JAおきなわSS
美里SS
沖縄県沖縄市美里3-9-7
TEL:098-937-8590 SS:9050100909
2020/05/08(金)11:31
満タン客 様
90-501-009-000001770-000-01
現金メンバー 手
区分 11 XXXXXXXXXX
No.7233 P-11
レギュラーガソリン
29.01L/l @94.0 ¥2727
外税消費税等 ¥273
合計 ¥3,000

係員: XXXXXXXXXX lsh-No.0516 01
釣銭引-No.7602
1万7000 5千2000

◆◆◆◆◆
STOP飲酒運転云
飲酒運転しないさせない許さない
◆◆◆◆◆



領収書

売上
株式会社JAおきなわSS
北中城SS
沖縄県中頭郡北中城村仲順236-2
TEL:098-935-3001 SS:9050101111
2020/05/15(金)08:34
3円引き/L 様
90-501-011-00000015-000-01
現金メンバー 手
区分 11 XXXXXXXXXX
No.2531
FK-2ハイパー *
1L/l @1000.0 ¥1000
No.2532 P-03
レギュラーガソリン *
27.29L/l @89.0 ¥2429
No.2533 ~~¥2671~~ 2,671
フラッシングオイル *
2L/l @350.0 ¥700
No.2534
JASNバラ5W-30 *
4L/l @1300.0 ¥5200
No.2535
オイルエレメント *
1L/l @1000.0 ¥1000
No.2536
クーラント *
2L/l @400.0 ¥800
外税消費税等 ¥1113
合計 ¥12,242

2671



領収書

売上
株式会社JAおきなわSS
中城SS
中頭郡中城村当間559-1
TEL:098-895-5728 SS:9050101212
2020/05/27(水)08:35
満タンお得意 様
90-501-012-00000011-000-01
現金メンバー 手
区分 11 XXXXXXXXXX
No.6617 P-12
レギュラーガソリン *
31.35L/l @87.0 ¥2727
★本日は 90円より 3円/L引きです

外税消費税等 ¥273
合計 ¥3,000
STOP飲酒運転!
飲酒運転を
しない・させない・許さない

月・水・土 ガソリン特売
火・木 軽油特売

係員: XXXXXXXXXX lsh-No.1027 01
釣銭引-No.3840
1万7000 5千2000

【 説 明 : 政 務 活 動 に 係 る 経 費 】

充当割合 : 按分基準

政務活動費 合計

2671

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 交通費・宿泊費】

① 調査研究費

(経 費 区 分)

詳細 :

自家用車の燃料代

令和 2 年 6 月 日

No. 3

5 日

10 日

14 日



領収書

売上
株式会社JAおきなわSS
中城SS
中頭郡中城村当間559-1
TEL:098-895-5728 SS:9050101212
2020/06/05(金)16:38
3円割引チケット使用 様
90-501-012-000001230-000-01
現金メンバー 手
区分 11
No.3826 P-01
レギュラーガソリン *
27.83L/L @98.0 ¥2727

外税消費税等 ¥273

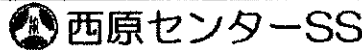
合計 ¥3,000

STOP 飲酒運転!
飲酒運転を
しない・させない・許さない

月・水・土 ガソリン特売
火・木 軽油特売

係員: No.6907 01
釣銭: No.7592
1万7000 5千2000

ゆめせきSSG (株)西原グリーンセンター



納品書(領収書)

2020年06月10日 23:38

売上 様 M
上 6-980109-00026-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー S P07
数量 22.73L
単価 123円 ¥2,795
(単価値引 3円 -¥68)
値引後単価 120円 ¥2,727
.....
(消費税10%対象 ¥2,727)
消費税等 ¥273
合計 ¥3,000
お預り ¥3,000
お釣り ¥0
現金で売上引の場合引額調整が必要となります。

株式会社 西原グリーンセンター
西原センターSS
沖縄県 中頭郡 西原町
字内間525-2
TEL:098-945-4196 SS-980109
No.7672-03
No.7476-7477
099西原センタ 2020/06/11



領収書

印 紙

364484

北上原SS
TEL 098-895-5512
有限会社 信栄石油
沖縄県中城村北上原428

売上 2020年6月14日 10:56
5円引き 様 手
現金固定 01-364484-00005-0000-9

レギュラー P-1
36.19L @115.0 4162円
01200.00 578
洗車
1.00個 @1091.0 1091円
52300.00
小計 5,253円
消費税(外税)等(10.00%) 525円

合計 5,778円
(内、消費税等(10.00%) 525円)

釣銭 1万円: 4,222円
6千円: 222円

伝No: 10046 担当: No.0110
釣銭機処理No 0110

※本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管頂く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願いたします。

【 説 明 : 政務活動に係る経費 】

充当割合 : 按分基準 政務活動費 合計 ¥10,578

領収書添付用紙

【使途内容： 交通費・宿泊費】

① 調査研究費

自家用車の燃料代

(経費区分)

詳細：

令和 2 年 6 月 日

No. 4

日

22 日

日

JA SS

領収書

売上
株式会社JAおきなわSS
中城SS
中頭郡中城村当間559-1
TEL:098-895-5728 SS:9050101212
2020/06/22(月)17:14
満タプお得意様
90-501-012-00000011-000-01
現金メンバー 手
区分 11 [REDACTED]
No.7839 P-21
レギュラーガソリン
29.01L/L @94.0 ¥2727
★本日は 97円より 3円/L引きです

外税消費税等 ¥273

合計 ¥3,000

STOP 飲酒運転！
飲酒運転を
しない・させない・許さない

月・水・土 ガソリン特売
火・木 軽油特売

係員: [REDACTED] No.8297 01
釣銭 No.5142
1万7000 5千2000

【説明： 政務活動に係る経費】

充当割合： 按分基準 政務活動費 合計 ¥3,000

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費 ⑦

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
5/7	沖縄タイムス 購読料 2020年4月分	3,075	1/2	1,537
6/8	沖縄タイムス 購読料 2020年5月分	3,075	1/2	1,537
7/7	沖縄タイムス 購読料 2020年6月分	3,075	1/2	1,537
		9,225		
5/7	琉球新報 購読料 2020年4月分	3,075	1/2	1,537
6/5	琉球新報 購読料 2020年5月分	3,075	1/2	1,537
7/6	琉球新報 購読料 2020年6月分	3,380	1/2	1,690
		9,530		
7/20	全国農業新聞 2020/4 ~ 2020/6	2,100	1/2	1,050
7/2	議会と自治会 2020/4 ~ 2020/6	2,382	1/2	1,191
7/2	しんぶん赤旗/日曜版 2020/4 ~ 2020/6	2,790	1/2	1,395
資料購入費 ⑦ 充当合計				13,011

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

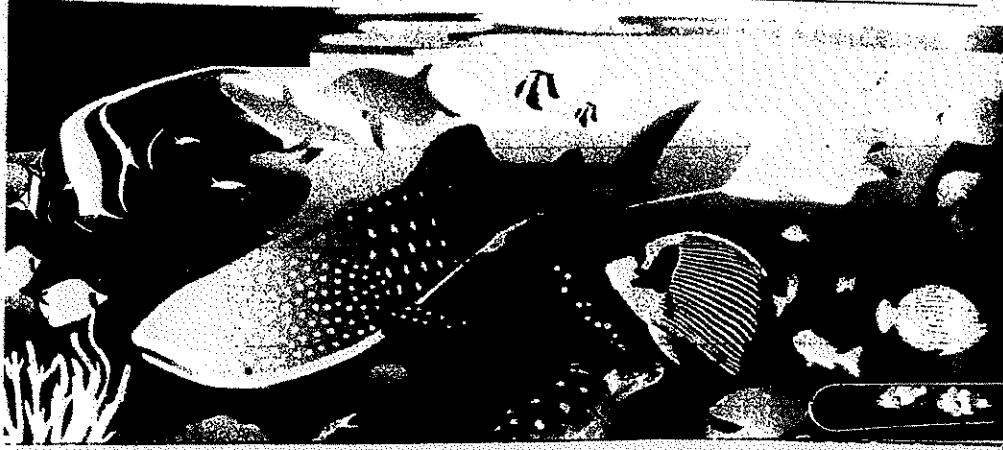
新聞購読料 4月分

(経 費 区 分)

詳細 :

新報	令和	2年	5月	7日	
タイムス	令和	2年	5月	7日	

No. 1

店番	口座番号	政務活動費				
		新垣 光栄 様				
						
<table border="1"> <tr> <td>2-5-7 振出</td> <td>*3,075</td> </tr> <tr> <td>2-5-7 振出</td> <td>*3,075</td> </tr> </table>			2-5-7 振出	*3,075	2-5-7 振出	*3,075
2-5-7 振出	*3,075					
2-5-7 振出	*3,075					

【 説 明 : 議会質問に活用のため全額充当】

充当割合 : 1/2 ¥6,150 政務活動費 充当額 ¥ 3,074

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

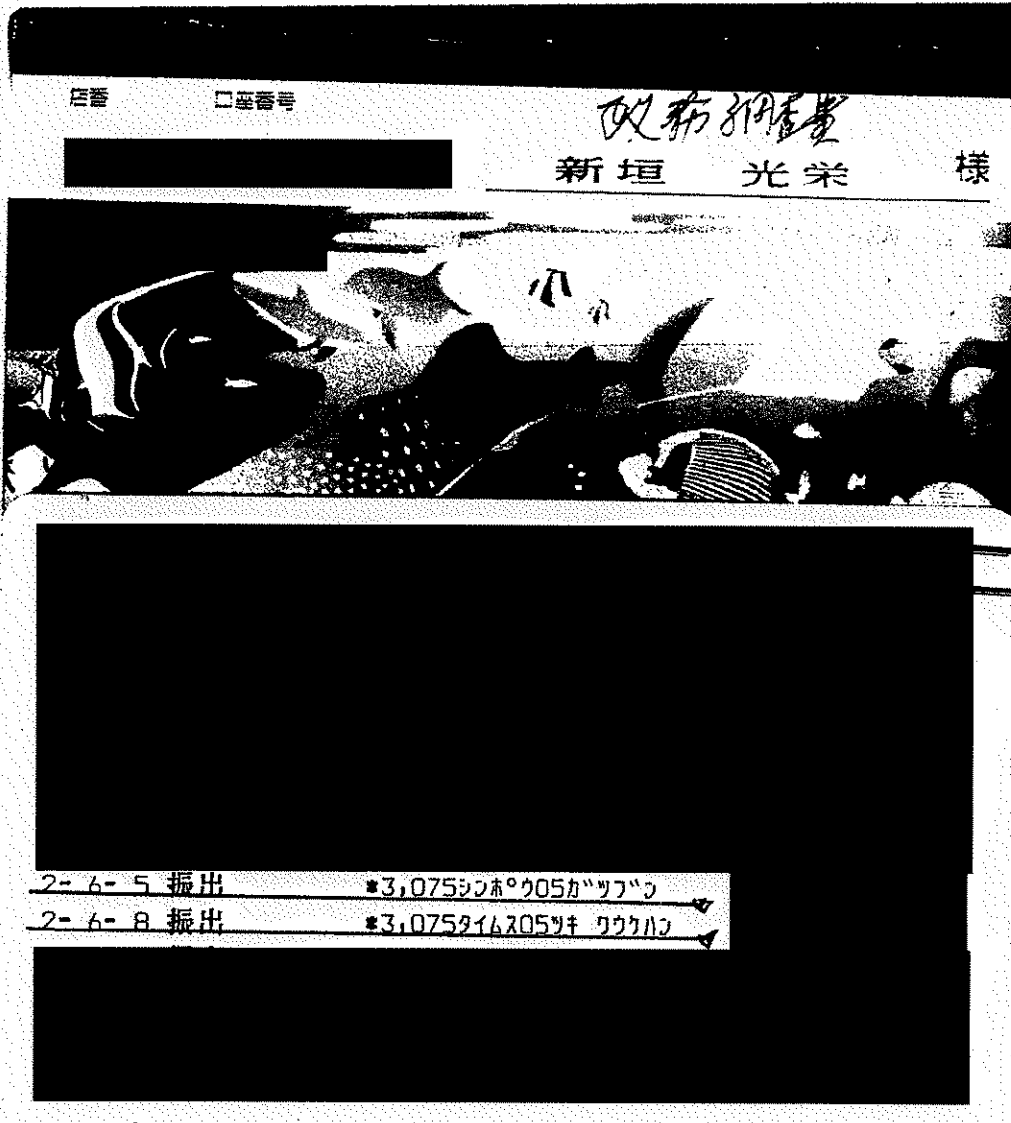
新聞購読料 5月分

(経 費 区 分)

詳細 :

新報 令和 2 年 6 月 5 日
タイムス 令和 2 年 6 月 8 日

No. 2



【 説 明 : 議会質問に活用のため全額充当

】

充当割合 :

1/2

¥6,150

政務活動費 充当額

¥ 3074

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料 】

⑦ 資料購入費

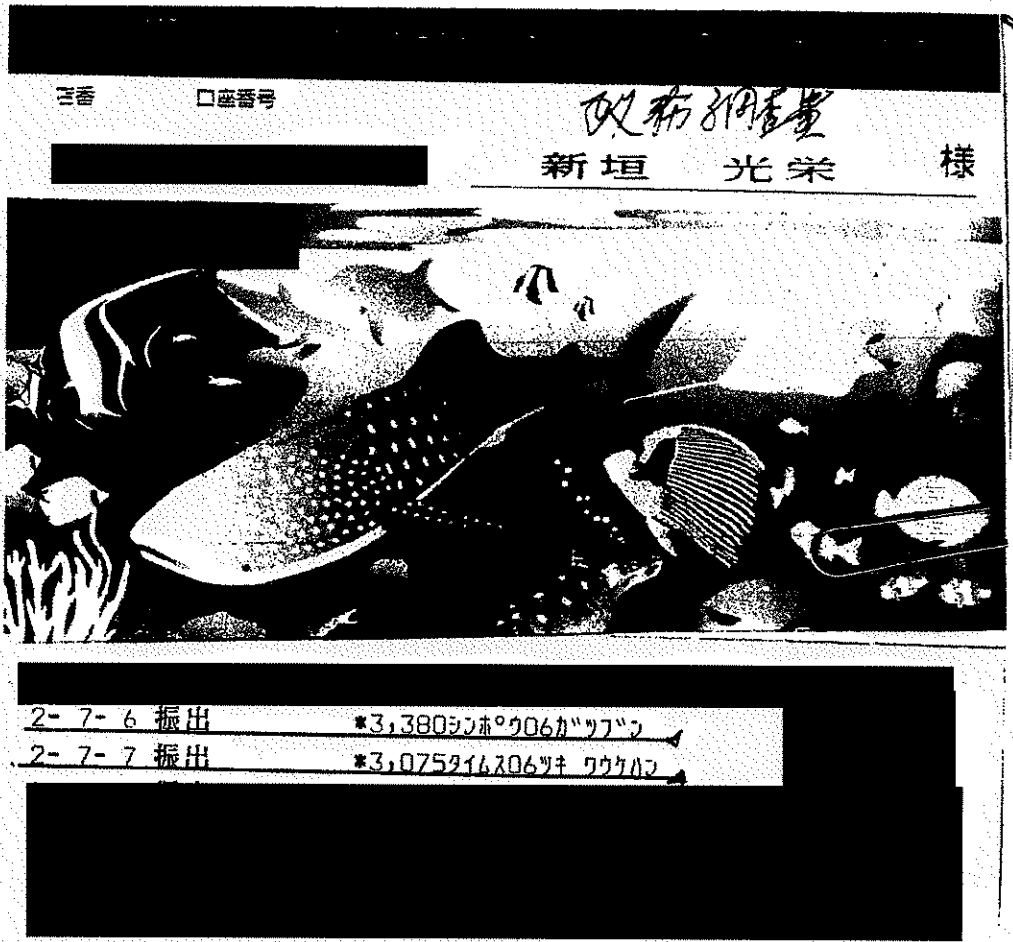
新聞購読料 6月分

(経 費 区 分)

詳細 :

新報	令和	2年	7月	6日
タイムス	令和	2年	7月	7日

No. 3



【 説 明 : 議会質問に活用のため全額充当

充当割合 :

$\frac{1}{2}$

¥6,455

政務活動費 充当額 ¥ 3,327

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 新 聞 雑 誌 等 購 読 料 】

⑦ 資料購入費

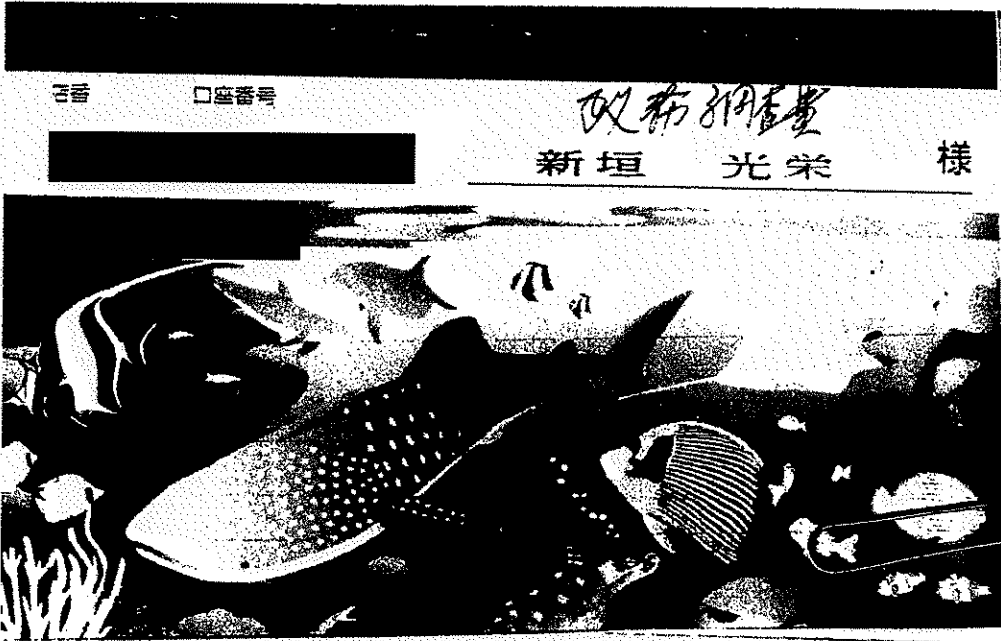
詳細 :

新聞購読料 4月・5月・6月分

(経 費 区 分)

全国農業新聞 令和 2 年 7 月 20 日

No. 4



2-7-20 振出 *4,200R1)セマノリカアアア

【 説 明 : 議 会 質 問 に 活 用 の た め 全 額 充 当 半 年 払 い 月 額 ¥ 7 0 0 】

充 当 割 合 : $\frac{1}{4}$ ¥ 4, 2 0 0 政 務 活 動 費 充 当 額 ¥ 1 0 5 0

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 新聞雑誌等購読料】

⑦ 資料購入費

新聞等購読料 4月・5月・6月分

(経 費 区 分)

詳細 :

令和 2 年 7 月 2 日

No. 5

新垣 光栄 様
 新聞・雑誌名 部数 金額
 赤旗日曜版 930円 x 3ヶ月
 議会と自治体 794円 x 3ヶ月
 4月・5月・6月

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領 収 書

¥ 5,172 円

2020年 7月 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

領収日

7/2

議会と自治体 ¥794 x 3か月 = ¥2382

$\geq \frac{1}{2} = 1191$

しんぶん赤旗/日曜版 ¥930 x 3か月 = ¥2790

$\geq \frac{1}{2} = 1395$

【 説 明 : 議会質問に活用のため全額充当

充当割合 :

$\frac{1}{2}$

政務活動費 充当額 ¥ 2586

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所賃借料(家賃・水道) 4月～6月	280,620	1/2	140,310
毎月払	事務所光熱費(電気料) 4月～6月	116,262	1/2	58,131
事務所費 充当合計				198,441

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使 用 料 及 び 賃 借 料 、 管 理 運 営 費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金 4月分

前払金 令和 2 年 3 月 30 日

No. 1

No.202008-0186

令和2年3月30日

領 収 書

(00603)

新垣 光栄 様

金額		千	百	十	万	十	百	十	円
					¥ 9 3		3 3		0

(00164) 桃原アパート 101

中頭郡中城村当間 1 4 0 - 3

但し、4月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 90,000 / 共益費 2,000 / 水道料 1,220 / 振替手数料 110

担当者



有限会社とみや不動産

沖縄県宜野湾市新城2丁目4番地
TEL 098-892-1277 FAX 098-892-XXXX

【 説 明 : 政 務 活 動 事 務 所 と し て 活 用 、 共 同 使 用 の た め 1 / 2 充 当 】

充当割合 : 1/2 ¥93,330 政務活動費 充当額 ¥ 46,665

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使 用 料 及 び 賃 借 料 、 管 理 運 営 費 】

⑧ 事務所費

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金 5A/分

(経 費 区 分)

前払金 令和 2 年 4 月 30 日

No. 2

No.202008-0187

令和2年4月30日

領 収 書

(00603)

新垣 光栄 様

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			9	3	9	6	0	

(00164) 桃原アパート 101

中頭郡中城村当間 1 4 0 - 3

但し、5月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 90,000 / 共益費 2,000 / 水道料 1,850 / 振替手数料 110

担当者



有限会社とみや不動産

沖縄県宜野湾市新城2丁目4番地
TEL 098-892-1277 FAX 098-892-1278

【 説 明 : 政 務 活 動 事 務 所 と し て 活 用 、 共 同 使 用 の た め 1 / 2 充 当 】

充当割合 : 1/2 ¥93,960 政務活動費 充当額 ¥ 46,980

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使 用 料 及 び 賃 借 料 、 管 理 運 営 費 】

⑧ 事務所費

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金 6月分

(経 費 区 分)

前払金 令和 2 年 6 月 1 日

No. 3

No.202008-0188

令和2年6月1日

領 収 書

(00603)

新垣 光栄 様

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥ 9	3	3	3	0

(00164) 桃原アパート 101

中頭郡中城村当間140-3

但し、6月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 90,000 / 共益費 2,000 / 水道料 1,220 / 振替手数料 110

担当者



有限会社とみや不動産

沖縄県宜野湾市新城2丁目4-10
TEL 098-892-1277 FAX 098-892-1000

【 説 明 : 政 務 活 動 事 務 所 と し て 活 用 、 共 同 使 用 の た め 1/2 充 当 】

充当割合 : 1/2 ¥93,330 政務活動費 充当額 ¥ 46,665

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の電気料金

令和 2 年 4 月 23 日

No. 4

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1

ご契約種別 従量電灯

令和 2年 4月分

領収金額 28,105 円

料金 25,471 円

再エネ賦課金 2,634 円

【再掲】

消費税等相当額 2,555 円

燃料費調整額 -651.85 円

ご使用量 893 kWh

◎上記金額をご指定口座から 4月23日に

領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北郡
税務署承認済

沖縄電力株式会社

与那原営業所

TEL 0120-586-391 (1-1179-)

IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0

ご契約種別 低圧電力

令和 2年 4月分

領収金額 3,927 円

料金 3,904 円

再エネ賦課金 23 円

【再掲】

消費税等相当額 357 円

燃料費調整額 -5.84 円

ご使用量 8 kWh

◎上記金額をご指定口座から 4月23日に

領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北郡
税務署承認済

沖縄電力株式会社

与那原営業所

TEL 0120-586-391 (1-1179-)

IP電話 TEL 098-993-7777

【 説 明 : 政務活動事務に係る必要な経費 共同使用のため 1/2充当 】

充当割合 : 1/2 ¥32,032 政務活動費 充当額 ¥ 16,016

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の電気料金

令和 2 年 5 月 25 日

No. 5

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯

令和 2年 5月分

領収金額 32,580 円

料金 28,517 円
再エネ賦課金 3,063 円

【再掲】

消費税等相当額 2,961 円
燃料費調整額 -719.55 円

ご使用量 1,028 kWh

◎上記金額をご指定口座から 5月25日に

領収させていただきました。

神綱電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (1-1279-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力

令和 2年 5月分

領収金額 3,878 円

料金 3,862 円
再エネ賦課金 14 円

【再掲】

消費税等相当額 352 円
燃料費調整額 -3.50 円

ご使用量 5 kWh

◎上記金額をご指定口座から 5月25日に

領収させていただきました。

神綱電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (1-1279-)
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

【 説 明 : 政務活動事務に係る必要な経費 共同使用のため 1/2充当

充当割合 : 1/2 ￥36,456 政務活動費 充当額 ￥ 18,228

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の電気料金

令和 2 年 6 月 22 日

No. 6

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 6月分

領収金額 36,143 円

料金 32,740 円
再エネ賦課金 3,403 円

【再掲】
消費税等相当額 3,285 円
燃料費調整額 -970.72 円

ご使用量 1,142 kWh

①上記金額をご指定口座から 6月22日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北部關
税務署承認済

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (J-1279-)
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

新垣 光栄 様

電気番号 25543- 10-2-0
ご契約種別 低圧電力
令和 2年 6月分

領収金額 11,631 円

料金 10,237 円
再エネ賦課金 1,394 円

【再掲】
消費税等相当額 1,057 円
燃料費調整額 -397.80 円

ご使用量 468 kWh

①上記金額をご指定口座から 6月22日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北部關
税務署承認済

沖縄電力株式会社
与那原営業所
TEL 0120-586-391 (J-1279-)
IP電話 TEL 098-993-7777

本証により料金を申し受けることはありません。

本証により料金を申し受けることはありません。

【 説 明 : 政務活動事務に係る必要な経費 共同使用のため 1/2充当 】

充当割合 : 1/2 ¥47,774 政務活動費 充当額 ¥ 23,887

事務所概要申告票

議員名 新垣 光栄

1. 物件の所在

住所	沖縄県 中頭郡 中城村 字当間 140 - 3 桃原アパート 101 号室	
電話番号	098 - 960 - 0217	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [有限会社 とみや不動産] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

新垣 光栄 

賃貸人 氏名

沖縄県宜野湾市新城2-44-20
 有限会社 **とみや不動産**

住所

代表取締役 八木 政徳
 電話 (098) 892-1277

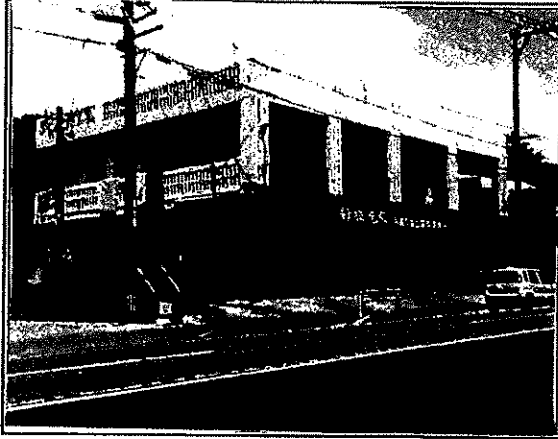
事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 光栄

1. 事務所の状況

住所	沖縄県 中頭郡 中城村 字奥間 140-3
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動事務所として使用する
 ただし、2020年2月から後援会事務所と共同使用のため、事務所費は、1/2充当

(関係経費)


家賃(月額)	92,000 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	92,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

新垣 光栄 

表記の質貸人(以下「甲」といふ)及び質借人(以下「乙」といふ)は、表記に記載する質貸借の目的物(以下「本物件」といふ)について下記条件を承諾の上、質借借契約(以下「本契約」といふ)を締結し、その証として本通を作成し各1通を保有する。

乙は、本物件を店舗・事務所以外の用途に使用することはできない。

契約期間は表記の年間にし、但し、期間満了の前々月(以下「丙」といふ)に更新の上、更新の上、本契約を更新する場合、乙は更新手続きについて質借業務管理会社(以下「丙」といふ)に委託し、手数料として質費の20%(消費税別)を、支払うと共に、契約に必要な書類、契約書を作成し、甲に提出する。

(質費及び、共益費等の支払い義務)

第3条 1. 月額賃金、共益費、駐車場料、その他料金(以下「賃料等」といふ)は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金にするよう支払われなければならない。

2. 消費税(地方消費税を含む)の税率が変動した場合に於ては、消費税負担も当然に変動するものとする。

3. 賃料等の支払義務は、第2条の契約期間の開始日から発生する。

4. 賃料等の入金方法は、甲の指定する銀行においての自動振替でなければならぬ。但し、甲が承諾をした場合、もしくはは期日までに入金できなかった場合は、甲の指定する口座に振り込まれるものとする。

(支払い委託、保証委託)

第4条 1. 乙が賃料等について収納代行会社による支払委託制度を利用し委託する場合は、収納代行会社を通じて甲に支払うこととし、その内容については別途、乙、収納代行会社間で締結する支払委託契約の定めによる。

2. 乙が本契約について保証会社による保証委託契約を締結する場合は、本契約の甲に対する債務について保証会社を連帯保証人とすることを、その内容については別途乙、保証会社間で締結する保証委託契約書の定めによる。

3. 支払委託契約が解除、取り消しその他の事由により終了したとき、乙はその終了日以降に支払期日が到来する賃貸借費用については、甲の指定する管理会社に持参もしくは振込みの方法により支払うものとする。

4. 前条の方法による場合、その振込手数料は乙の負担とする。

5. 保証委託契約が解除、取り消しその他の理由により終了した場合は、乙は速やかに新たな保証会社と保証委託契約を締結し、または甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。尚、その場合に発生する保証委託手数料等については、乙の負担とする。

(延滞損害金)

第5条 1. 乙は期日までに賃料等の全部、または一部の支払いを遅滞したときは、遅滞した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。

2. 丙が、乙の甲に於ける賃料等の延滞債務を立替払いしたときは、乙は丙に対し、立替金及び立替金に対する賃料等の発生日から先済りで年14.6%の利率による延滞損害金を支払うものとする。但し、乙が賃料等の支払方位として収納代行会社の支払委託制度を利用する場合は、支払委託契約の定めによるものとする。

3. 前項の規定は、丙が乙に対し立替払いの義務を負うことを意味するものではない。

(敷金)

第6条 1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れる。

2. 甲は、本物件の明渡しまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務と相殺することができる。

3. 甲は、本物件の明渡しがあった場合、契約期間満了後解約した場合は全額戻金とし、期間以上での解約の場合は10割返還する。但し、甲は、本物件の明渡し時に、家賃の滞納や乙が故意または重大なる過失により、本物件または付帯設備に付した損害があるなど、乙の債務不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

4. 敷金の返還に係る振込手数料等の費用は、乙の負担とする。

5. 敷金の返却請求権を第三者に譲渡、または委任できないものとする。但し、支払委託制度、保証委託制度を利用する場合は、支払委託制度、保証委託制度の定めによるものとする。

(礼金)

第7条 礼金を支払った場合は、本契約締結後、礼金の返還を求めるとはできない。

(更新換、抗衝施工)

第8条 立回りの際の交換料、抗衝施工は乙の承諾の上、乙の負担とする。なおお断を初とした場合は乙が実費負担するものとする。

(賃料等の改定)

第9条 契約期間中であつても、乙が公租公課の増徴、物価の変動、その他の理由により賃料等が不当となつたときは、甲乙協議の上、賃料等を改定できる。

(質借人の監督義務)

第10条 1. 乙は、質借人管理者の注意をもって本物件及び付帯設備等を保全し、使用しなければならない。また、乙の責にて本物件及び付帯設備等に損害を与えた場合、乙は速やかにその賠償をしなければならない。

2. 乙は、質借業務管理会社に本物件の管理を委託し、乙は速やかにその旨を通知しなければならない。尚、乙がその通知を怠り、または遅延したことにより本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部もしくは全部を賠償しなければならない。

(火災保険の加入)

第11条 火災、爆発、漏洩、漏水等の事故に備え、乙は自己の負担で本契約期間中は必ず継続して賠償責任保険付の火災保険に加入しなければならない。万一、乙の故意、過失等により甲に損害を与えた場合、その損害等を保険金により充当できない部分については別途賠償しなければならない。

(保証事項)

第12条 乙が、階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいはゴミ、ポスター等の広告物を掲示するとき、または、本物件出入口の扉を変えるとき、乙はあらかじめ甲、丙の書面による承諾を得なければならない。

(甲の契約解除権)

第13条 1. 甲は、乙が、()支払いを滞り、その滞り額が4ヶ月分に達したときは、相当の期間を定め、履行を催告し、その期間内に履行しないときは、本契約を解除できる。

2. 乙が甲の書面による承諾なしに下記事項に該当したときもしくは、本契約書の各条項並びに別途定める入居規則等の禁止、制限事項に違反したときは、甲は本契約を解除し、即時明渡しを要求することができる。乙はこの請求に応じなければならない。

(1) 乙が賃料等の支払いを遅延し、その遅延が甲乙間の債務関係を構うと認められるとき。

(2) 支払委託制度、保証委託制度を利用する機会においても同様に、本契約書の各条項並びに別途定める入居規則等の禁止、制限事項に違反したとき、または不正な行為により入居したとき。

(3) 本物件を居住専業、第三者に転貸及びその権利を譲渡したとき、または不正な行為により入居したとき。

(4) 本物件の外観もしくは敷地内に看板、その他工作物の取り付け、本物件の改造、換装等現状の変更をしたとき。

(5) 排水管を破損させ、おそれおそれるものがあるものを流すこと。銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(6) 本物件内に動物類を飼育すること。または、大型の命題等の風扇の大きな物品等を搬入したとき。

(7) 喫煙の秩序を破滅する行為(たばこ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏等を含む)近隣者に迷惑となる行為を行つたり、15日以上行方不明となり防火、盗難予防、家庭保存、管理等に支障があるとき。

(8) 乙または乙の同居人が反社会的と認められる団体(暴力団、悪徳な政治・宗教活動集団、暴走族等の構成員、準構成員と判明したとき。

(9) 近隣者、室内、廊下等で一見して暴力団等の関係者として見られるような態度等で徘徊、放歌、高鳴するなどにより、近隣者及び付近住民に不安を招かせるような行為をしたとき。

(10) 警察当局の介入を生じさせるような行為を行つたとき。

3. 本条の規定以外にも、公序良俗に反する行為、または本物件に損害を与える行為をしたとき。

(費用負担)

第14条 1. 乙は入居期間中の、畳の表替、葺直し、股、障子の張替、本物件内の各電球の取替、給水栓・排水栓の取替、ガラス破損による取替、排水のつぎの補修、その他の小修理及び住宅の使用上生じた諸経費を負担する。

2. 電気、ガス、水道料金、汚物処理等の費用、浄化槽の清掃代金、エアコン洗浄及び可費、その他町内会の出費等の費用を負担する。

(質借人の立入り)

第15条 甲または丙は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したとき、乙は、この承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならない。

(行方不明の場合の措置)

第16条 乙が15日以上行方不明となつた場合、甲または丙は、乙の緊急連絡先、親族等乙の隣居者との上、本物件に設置されたこの家財等を適宜な方法により任意の場所へ保管することができる。尚、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(解約予告)

第17条 本契約期間内において、甲は正当事由があり、かつ、書面による6ヶ月前の予告をもって、また、乙は書面による1ヶ月前の予告をもって、本契約を解約することができる。解約する日は、日割計算にて賃料等を支払うものとする。但し、乙は、解約申込日から1ヶ月前分の賃料等相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し及び原状回復)

第18条 1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明渡ししなければならない。この場合において、乙が故意または重大なる過失により、本物件及び付帯設備を損壊したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。

2. 本契約における本物件の明渡しとは、乙及び同居者全ての退去、乙が本物件内に搬入した全ての家財、物品等の搬出、本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理、第19条に規定する諸費用精算の完了及び鍵を返して複製した鍵を含むものの返還の完了したときをいう。

3. 本物件の解約の際、乙は甲(丙)に対し移転料、立退き料、損害賠償、その他について、本契約に基づき(以外の)切を請求しない。

4. 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、質借借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の借額に相当する借付金を支払わなければならない。

5. 通信機器及びその他設置したものを撤去しなければならない。

(諸費用の精算)

第19条 1. 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気料金、上下水道料金、ガス料金、電話料金等について精算しなければならない。(灯油、浄化槽の清掃代金、エアコンの内装料、新聞、通信機器及び設置したものの全て)乙は、第8条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたり、前項に掲げる費用の預取書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(契約の消滅)

第20条 天災、地震、その他甲の責に帰することのできない事由により、本物件を通常の使用に供することができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が取り壊され、または使用を制限され、質借借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害については、甲(丙)はその責を負わない。

(連帯保証人)

第21条 1. 連帯保証人は、甲に於て本契約から生ずる全ての債務を連帯して保証する。

2. 連帯保証人は、本契約が更新された後も引き続きその責を負う。

3. 乙は連帯保証人の死亡、解散、倒産、または保証能力を失つたときは、速やかに甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。

4. 乙は連帯保証人に対して、乙が所在不明のまま60日以上経過した場合に限り、本契約を解約し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不備を甲に立立てない限り、連帯保証人及び関係者に對し、損害賠償その他の請求をしない。

建物賃貸借契約書

事務所費

名称	桃原アパート		101号室
所在地	中城村当間140-3		
構造	RCB造	2階建	敷金
家賃	月額	90,000円	礼金
消費税	月額	円	雑交換料
共益費	月額	2,000円	坑面施工
料	月額	円	円
料	月額	円	平成 29年 2月 10日から
料	月額	円	平成 31年 2月 9日まで
駐車場利用差額	駐車場No.		
更新料	契約更新時(2年毎)に乙は丙に更新料として家賃の20%(消費税別)をお支払いください。		
口歴振替	口座振替は毎月30日(土、日、祝日の場合翌営業日)に引き落とし、万一残高不足の場合は当社では通知や再振替等はしません、又、契約時に加入された保証会社より乙、丙に対し連絡がいきま		
施設設備	※エアコン等の電気器具については万一故障の場合は賃貸人は賃貸人にて修理を依頼することはありません。但し、賃貸人負担にて修理を依頼することはありません。		

2017年2月10日

賃貸人(甲)住所 瓦野橋市新橋2-44-20

氏名 (有)とみや不動産

賃借人(乙)住所 中野区本町4-1-96

氏名 打田史幸

連帯保証人住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 自宅TEL [Redacted]

連帯保証人住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 勤務先TEL [Redacted]

氏名 [Redacted] 自宅TEL [Redacted]

賃貸業務管理会社(丙) 有限会社とみや不動産

免許番号 沖縄県知事(7)第2047号

仲介業者 有限会社とみや不動産
 〒901-2701
 瓦野橋市新橋二丁目44番20号
 TEL.098-892-1377(代)
 代表取締役 八木 敬徳

(駐車場) 第22条

(団体交渉) 第23条

(合意書様) 第24条

(内装造作諸設備工事) 第25条

(規定外事項) 第26条

(暴力団の排除) 第27条

1.乙は、駐車場においての駐車場所、駐車、ネームプレートネームプレート代は乙の負担とする。積載物等の管理を行い、盗難、事故、無断駐車等について甲及び丙はそれらの損害の責任を負わない。
 2.保管場所使用本籍簿の発行が必要な場合は、別途乙は重層保証金及び発行事務手数料を甲へ支払う。
 乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲(丙)に対し団体交渉及び弁護士以外の代理人による交渉を行わないものとする。

乙は、本契約について紛争が生じた場合、乙の住所地の如何にかかわらず本物件の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を、管轄裁判所とすることに同意するものとする。
 1.本契約後、乙において本物件内の内装造作または付属物件の新設、撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。
 2.前項の内装造作または付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。
 3.第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。
 4.乙が甲の承認を得た内装造作・修繕等については、乙はその買取請求権を放棄することを承認し、直ちに当該物件の原状をなし、原状回復の義務を負うものとする。但し、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
 5.乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合には、この為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲乙は各々の信義を重んじ誠意をもって協議善処するものとする。

乙が次の各事項の一に該当した時は甲は甲は何ら催告をせず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。
 1.乙が暴力団、過激な政治活動集団などの反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
 2.本物件内、共用部分等に暴力団であること感知させる名称、看板、代紋、標記等を掲示したとき。
 3.本物件に暴力団構成員、関係者等を居住させ、あるいは役員として出入りさせたとき。
 4.本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係者等の犯罪行為を行ったとき。
 5.本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗暴な態度行動によって、他の入居者、近隣住民に不安感や迷惑を与えたとき。
 6.本条の規定以外に、沖縄県暴力団排除条例にも基づく事項に該当したとき。

その他の特約事項

- 1.甲は本物件の賃貸業務の管理を丙に委託しており、資料等(延滞損害金を含む)や機材の交換、坑面施工の支払いを丙にすることを承諾した。また、解約の連絡も所定の用紙で丙に通知するものとする。尚、郵送の場合は、郵便局の指印の日付を解約予告日とする。
- 2.原状回復の義務として室内の清掃費、現状復帰費(消費税別)を支払いのとする。また、退去時に支払うものとする。また、全額原状回復の費用は乙の負担とする。現状復帰については甲・丙の指定業者によるものとする。
- 3.更新更新時に乙は丙に更新料として家賃の30%(消費税別)を支払うものとする。
- 4.対象更新の費用は乙の負担とする。当更新料は丙が実行により賦課された場合において、乙は賃借人から明渡しを求められたときは、6ヶ月以内に明渡しをしなければならない。また、継続して入居可能な場合であっても、新たに賃貸借の締結等を求められた場合はそれに従って支払う必要はない。賃借人は借主者による借金の返還を請求し得ないものとする。
- 5.反社会勢力の暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに属する者又は構成員ではないこと。
- 6.本物件は普通借家契約であり、居住用として使用しなければならず、但し、甲・乙の承諾があればその限りではない。
- 7.本物件の借付は禁止とし、付近住民に迷惑を及ぼす行為が認められれば契約違反とする。

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	固定電話料 4月分 ~ 6月分	27,071	1/2	13,535
毎月払	携帯電話料 4月分 ~ 6月分	26,847	1/2	13,423
毎月払	複写機使用料 4月分 ~ 6月分	55,201	1/2	27,600
6/15	封筒	99,000	全額	99,000
6/16	プリンターインク	2,000	1/2	1,000
事務費 充当合計				154,558

領収書添付用紙

【使途内容：通信連絡費】

⑨ 事務費

詳細：

電話代（固定電話）4月分

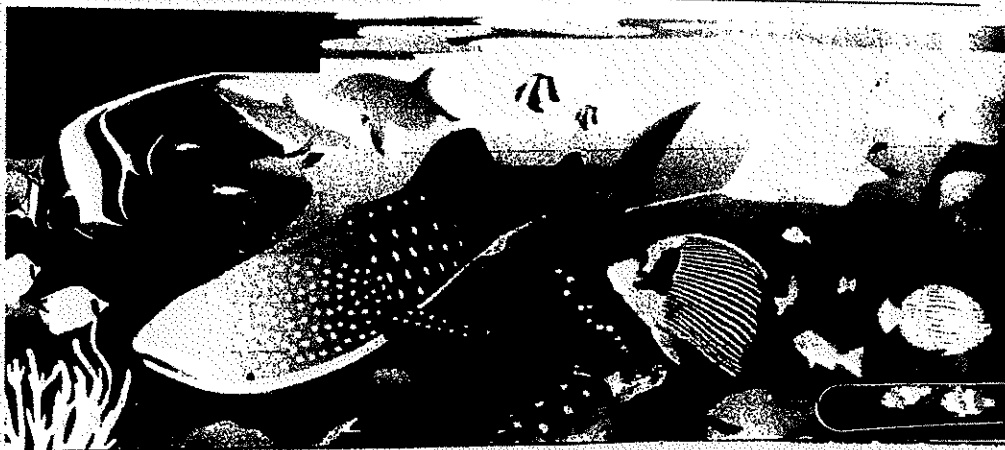
（経費区分）

令和 2 年 4 月 27 日

No. 1

店番 □ 座番号

政務活動費
新垣 光栄 様



2- 4-27 振出 4月 *7,044KDDIリヨウキョウ

【説明：政務活動事務所に係る経費 共同使用のため 1/2 充当】

充当割合： 1/2 ¥7,044 政務活動費 充当額 ¥ 3,522

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 通 信 連 絡 費 】

⑨ 事務費

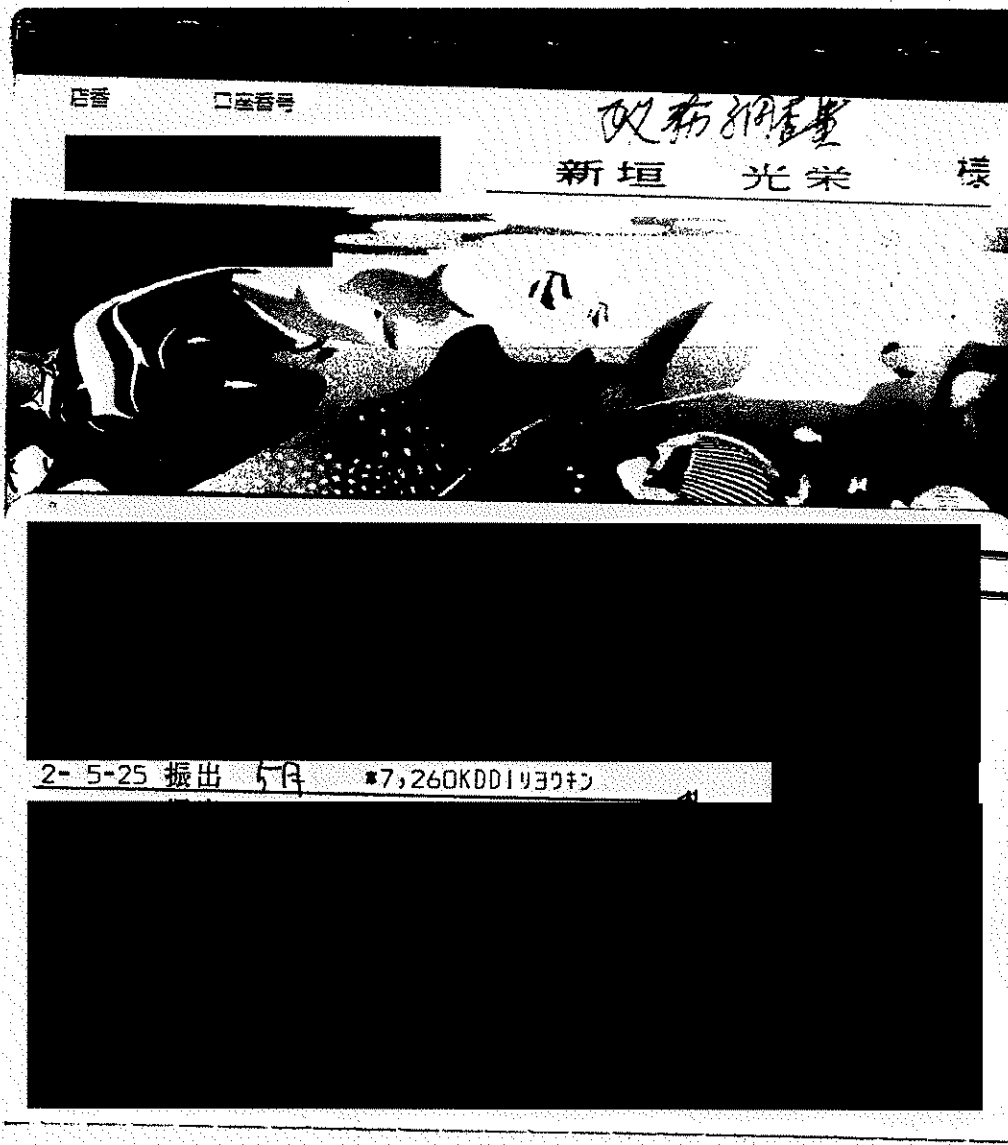
詳細 :

電話代 (固定電話) 5月分

(経 費 区 分)

令和 2 年 5 月 25 日

No. 2



【 説 明 : 政務活動事務所に係る経費 共同使用のため 1/2 充当 】

充当割合 : 1/2 ¥7,260 政務活動費 充当額 ¥ 3,630

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 通 信 連 絡 費 】

⑨ 事務費

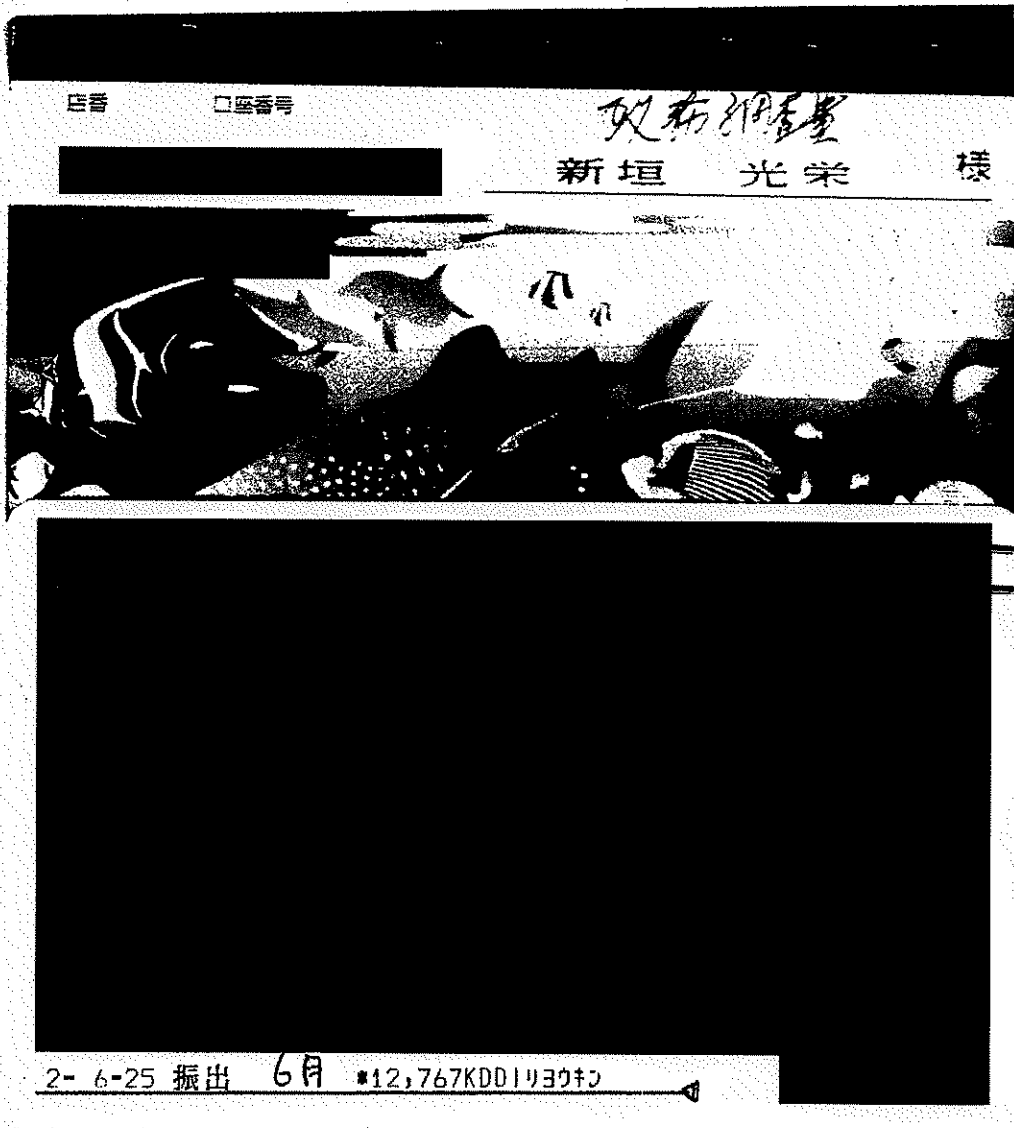
詳細 :

電話代 (固定電話) 6月分

(経 費 区 分)

令和 2 年 6 月 25 日

No. 3



【 説 明 : 政 務 活 動 事 務 所 に 係 る 経 費 共 同 使 用 の た め 1/2 充 当 】

充 当 割 合 : 1/2 ¥12,767 政 務 活 動 費 充 当 額 ¥ 6383

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 通 信 連 絡 費 】

⑨ 事務費

電話代 (携帯電話)

(経 費 区 分)

詳細 :

令和 2 年 4 月 30 日

No. 4

店番: 口座番:

新 田 九 様

球 球 銀 行



02-04-30 WTU 4月 8,208 トリコイイ

記号説明

D.....現金入金	U.....後日記帳		
DT.....振替入金	C1.....入金日の翌営業日12時	証券類による入金 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の とおり表示します C1〇〇と「※」がある場合は12時以降	
W.....現金支払	C2.....入金日の翌々営業日12時		
WT.....振替支払	C3.....入金日の翌3営業日9時		
R.....訂正	C4.....入金日の翌3営業日12時		

【 説 明 : 政 務 活 動 に 係 る 経 費 1/2 充 当 】

充 当 割 合 : 1/2 ¥8,208 政 務 活 動 費 充 当 額 ¥ 4,104

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 通 信 連 絡 費 】

⑨ 事務費

電話代 (携帯電話)

(経 費 区 分)

詳細 :

令和 2 年 6 月 1 日

No. 5

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2020年 6月14日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

2020年 5月ご請求分

2020年 6月 1日振替

領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 9,324 円

金融機関名
BANK/POST OFFICE * * * * * * * * * * * * * *

口座番号
ACCOUNT * * *

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

新垣 光栄 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき乏
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【 説 明 : 政 務 活 動 に 係 る 経 費 1/2 充 当 】

充当割合 : 1/2 ¥9,324 政務活動費 充当額 ¥ 4,662

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 通 信 連 絡 費 】

⑨ 事務費

電話代 (携帯電話)

(経 費 区 分)

詳細 :

令和 2 年 6 月 30 日

No. 6

※40、2019年10月1日施行の消費税率10%の適用により、本領収書の金額は、消費税を含まない金額です。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2020年 7月13日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

2020年 6月ご請求分

2020年 6月 30日振替

領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 9,315円

金融機関名
BANK/POST OFFICE * * * * *

口座番号
ACCOUNT * * *

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

新垣 光栄 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき乏
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【 説 明 : 政 務 活 動 に 係 る 経 費 1/2 充 当 】

充当割合 : 1/2 ¥9,315 政務活動費 充当額

4,659

領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 使 用 料 及 び 賃 借 料 】

⑨ 事務費

詳細 :

複写機 4月分

(経 費 区 分)

令和 2 年 4 月 23 日

No. 7



【 説 明 : 政 務 活 動 事 務 所 に 係 る 経 費 共 同 使 用 の た め 1/2 充 当 】

充当割合 : 1/2 ¥9,104 政 務 活 動 費 充 当 額 ¥ 4,552

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使 用 料 及 び 賃 借 料 】

⑨ 事務費

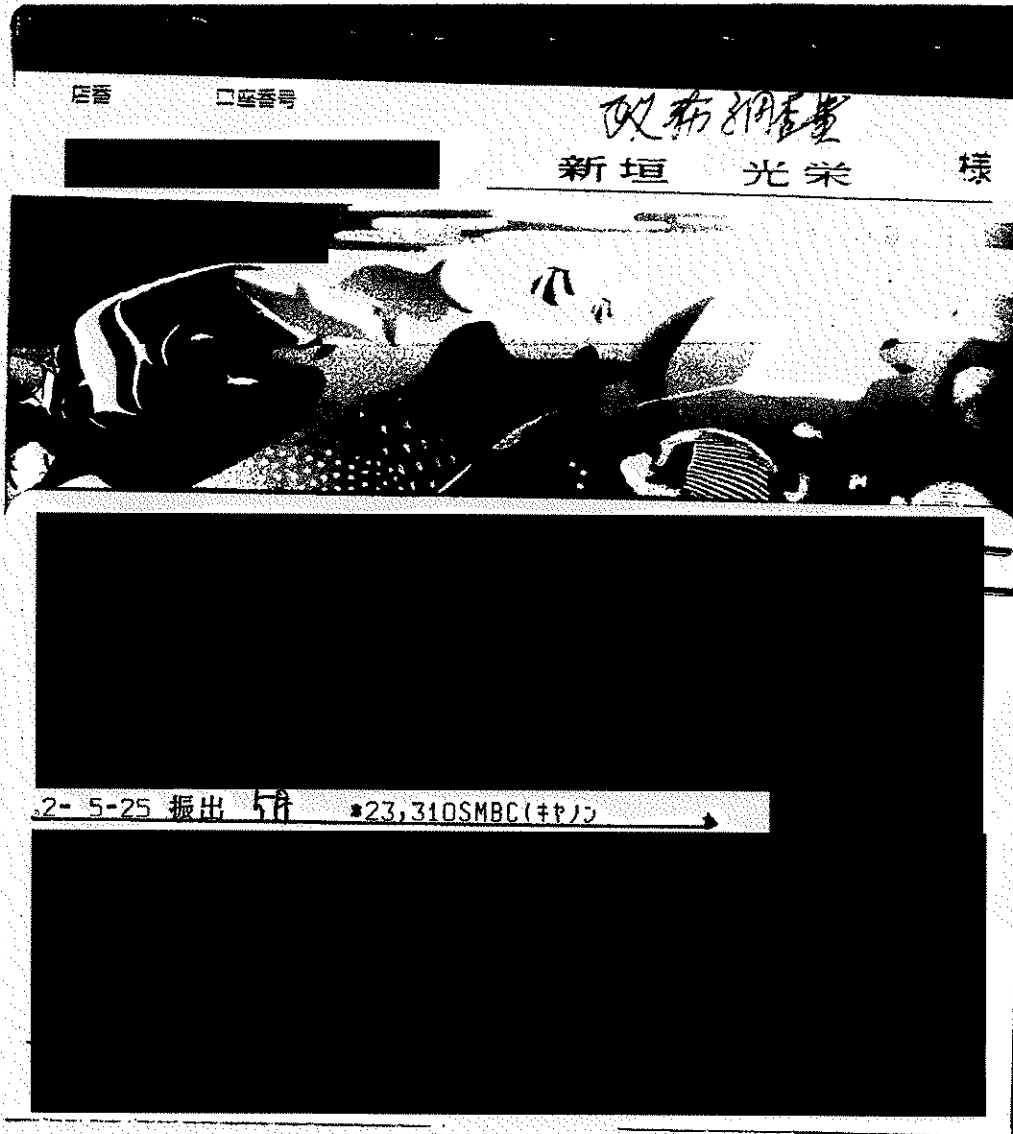
詳細 :

複写機 5月分・6月分

(経 費 区 分)

5月分	令和 2 年 5 月 25 日
6月分	令和 2 年 6 月 23 日

No. 8



【 説 明 : 政務活動事務所に係る経費 共同使用のため 1/2充当

充当割合 : 1/2 ¥46,097 政務活動費 充当額 23,048



(経費区分)

詳細：

封筒代

令和 2 年 6 月 15 日

No. 9

令和2年6月15日

領 収 証



No 009267

印刷、まごころがテーマです。

株 尚 生 堂

代表取締役 **與那覇(股長)**

本 社 / 〒901-2114 沖縄県浦添市安野5-1-6
 TEL(098)876-2232 FAX(098)989-7388
 那覇支店 / 〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1丁目7番12号3F
 TEL(098)869-0568 FAX(098)869-0578
 嘉手納支店 / 〒904-0203 沖縄県嘉手納町字嘉手納440
 TEL(098)957-1671 FAX(098)957-1671
 うるま支店 / 〒904-2204 沖縄県うるま市西原578-2F
 TEL(098)989-7338 FAX(098)989-7383

新垣 光榮

殿

下記の金額正に領収致しました

合計金額 ¥ 99,000-

品 目		数 量	単 価	金 額	
表3封筒		5,000枚	10	50000	
角2封筒		2,000枚	20	40000	
現金				消費税	9000
内 小切手				合計	¥ 99000
手形					
相殺					
振込					

- 現金 _____
- 内 小切手 _____
- 手形 _____
- 相殺 _____
- 振込 _____



毎度お引き立て
有難うございます

【説 明 : 政務活動の事務遂行に必要な経費】

充当割合 : 10/10 ¥99,000 政務活動費 充当額 ¥ 99,000



対話と行動力で！
夢のあるまちづくり



新垣光栄

沖縄県議会議員

新垣光栄県議会議員事務所

- 〒901-2406 沖縄県中頭郡中城村字当間 140-3
TEL/FAX (098) 960-0217 携帯電話 [REDACTED]
E-MAIL: koei.a2020@gmail.com
- 〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-3(5F) 503 号室
TEL 098-866-2697 FAX 098-866-2588
E-MAIL: kouei@oki-gikai.jp



対話と行動力で！
夢のあるまちづくり

新垣光栄



沖縄県議会議員

新垣光栄県議会議員事務所

● 〒901-2406 沖縄県中頭郡中城村字当間 140-3
TEL/FAX (098) 960-0217
携帯電話 [REDACTED]
E-MAIL: koei.a2020@gmail.com

● 〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-3(5F) 503号室
TEL 098-866-2697 FAX 098-866-2588
E-MAIL: kouei@oki-gikai.jp



領収書添付用紙

【使 途 内 容 : 消 耗 品 費】

⑨ 事務費

プリンターインク代

(経 費 区 分)

詳細 :

令和 2 年 6 月 16 日

No. 10

領 収 証

2020年06月16日 (火)

新垣光栄様

¥ 2, 000 -

上記正に領収しました(消費税等 181円を含みます)
メイクマンニューマン店
沖縄県西原町小那覇1565番地
TEL:098-945-3303
明細部品名先頭の「*」印は軽減税率8%適用商品です。
※保管上のお願
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

0005-3354-3055

* 新垣山又言正印月糸田 *
2020年06月16日(火)10:27 印0005

140201内プリンターインク ¥2,000
2コX単1000 ¥2,000
合計 ¥2,000
(内税10対象 ¥181)
(内税10 (税合計 ¥181)
お買上点数 2点
シートNo3665 店No00005

【 説 明 : 政 務 活 動 の 事 務 遂 行 に 必 要 な 経 費】

充当割合 : 1/2 ¥2,000 政務活動費 充当額 ¥ 1,000

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	アルバイト職員給与 4月～6月	60,000	全額	60,000
人件費 充当合計				60,000

領収書添付用紙

【使途内容：給与、手当】

⑩ 人件費

(経費区分)

詳細：

給与 4月分

令和 2 年 5 月 7 日

No. 1

領収書

新垣 光栄

様

金額 ￥20,000-

但し、4 月分 給与として

2020 年 5 月 7 日 上記正に領収いたしました

【説明： 政務活動に係る事務補助ための経費 全額充当】

充当割合： 10/10 ￥20,000 政務活動費 充当額 ￥ 20,000

領収書添付用紙

【使途内容：給与、手当】

⑩ 人件費

(経費区分)

詳細：

給与 5月分

令和 2 年 6 月 5 日

No. 2

領収書

新垣 光栄 様

金額 ￥20,000-

但し、5 月分 給与として

2020 年 6 月 5 日 上記正に領収いたしました

【説明： 政務活動に係る事務補助ための経費 全額充当】

充当割合： 10/10 ￥20,000 政務活動費 充当額 ￥ 20,000

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 給 与 、 手 当 】

⑩ 人件費

(経 費 区 分)

詳細 :

給 与 6 月 分

令和 2 年 7 月 6 日

No. 3

領 収 書

新 垣 光 栄

様

金 額 ￥ 20,000-

但し、6 月 分 給 与 として

2020 年 7 月 6 日 上 記 正 に 領 収 いた した

【 説 明 : 政 務 活 動 に 係 る 事 務 補 助 た め の 経 費 全 額 充 当 】

充 当 割 合 : 10/10 ￥ 20,000 政 務 活 動 費 充 当 額 ￥ 20,000

令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 新垣 光栄

被雇用職員名	[REDACTED]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

新垣 光栄

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 新垣 光栄 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの		
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの	・ 広報紙の記事作成 ホームページの管理	30%
	要請陳情等に係るもの		
	会議に係るもの		
	資料作成に係るもの	・ 議会報告会資料の作成 勉強会の資料作成	40%
	事務所での庶務に係るもの	・ 備品、消耗品の管理 ・ 政務活動費の管理 収支報告書の作成	30%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務			

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 新垣 光栄



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名 XXXXXXXXXX	生年月日 XXXXXXXXXX
住 所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	電話番号 XXXXXXXXXX

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 6 月 30 日
主な就業場所	中城村字当間 140-3 桃原7パート 101号
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午後 2 時 分 ~ 午後 5 時 分 (休憩時間)
出 勤 日	月 4 日 週 1 回
給与 (賃金)	月給 20,000 円
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 5 日支払
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

2019 年 4 月 1 日

雇 用 者

新 垣 光 栄



被雇用者 氏名

XXXXXXXXXX



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和 2 年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
				●							●			

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
			●						●					

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
		●				●			●					

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●														

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
						●						●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
				●							●			